

令和8年度障がい者雇用企業サポート事業業務 業務委託仕様書

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う障がい者雇用企業サポート事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

障がい者の就労に対する企業の理解を深めるためセミナー及び出前講座を開催するとともに、地域コーディネーターによる個別相談支援を実施し、障がい者雇用に実際に取り組む企業を増やし、障がい者雇用の更なる促進を図る。

2 業務名

令和8年度障がい者雇用企業サポート事業業務

3 委託期間

委託契約の締結日から令和9年3月23日までとする。

4 契約書（案）

別添のとおり

5 事業内容

(1) 障がい者雇用セミナーの実施

県内企業向けに、障がい者雇用に対する理解を深め、課題や不安の解消につながるセミナーを実施する。

ア 対象者 企業の人事・労務担当者、障がい者雇用担当者、経営層 等

イ 実施方法

- ・ セルフワークや意見交換を取り入れる等、参加者がセミナーの内容について理解を深められる方法を工夫すること。
- ・ 長野労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の障がい者就労支援関係機関と連携して実施すること。
- ・ インターネット上での実施を可能とする。その場合には、講師と参加者、参加者相互の意思疎通を図り、参加者にとって有益な情報共有の場となるよう工夫すること。

ウ 場所

上記イを効果的に行うことができる場所とすること。

エ 内容

- ・ 県内の障がい者雇用の現状と課題
- ・ 障がいのある方向けの業務の切り出し方、ポイント
- ・ 雇用から定着に至るまでの具体的な方法（社内理解の促進、採用活動の進め方等）
- ・ 助成制度や就労支援機関等の地域資源の紹介、活用方法

- ・ 企業における障がい者雇用の具体的事例の紹介
- ・ 障がい特性の理解、必要な配慮事項
- ・ 障がい者雇用についての参加者同士の情報交換 等

オ 回数

6回以上とする。ただし、インターネット上で開催する場合を含めることができる。

カ 参加人数の目標

延べ50名以上

(2) 障がい者雇用出前講座の実施

職場内における障がい者の就労に関する理解促進のため個別の研修等を希望する企業に対して、当該企業のニーズに応じた出前講座を実施する。

ア 対象者

障がい者配属先部署の従業員、経営層、人事・労務担当者等障がい者雇用担当者 等

イ 実施方法

- ・ (1)障がい者雇用セミナー参加企業又は(3)地域コーディネーターによる個別相談支援の支援対象企業から、実施希望企業を募集すること。
- ・ 実施希望企業の要望や状況を聴取し、実施の可能性や効果も考慮した上で、実施企業を選定すること。実施企業を選定に当たっては、必要に応じて県と協議すること。
- ・ 実施時期や実施場所、講義内容については、実施企業の状況や要望に配慮し調整すること。なお、インターネット上での実施も可能とする。

ウ 場所

実施希望企業と調整の上決定した場所とすること。

エ 内容

- ・ 障がい特性の理解、必要な配慮事項
- ・ 障がいのある方向けの業務の切り出し方、ポイント
- ・ トラブルへの対処方法、相談窓口の紹介 等

オ 回数（実施企業数）

4社以上とする。ただし、インターネット上で開催する場合を含めることができる。

カ 参加人数の目標

延べ20人以上

(3) 地域コーディネーターによる個別相談支援

(1)障がい者雇用セミナー参加企業等における個別の課題に対して、地域に配置したコーディネーターが相談支援を実施し、企業が実際に障がい者の実習や採用活動に移行できるよう、各地域の就労支援機関等と連携しながら、求職者とのマッチング等を支援する。

ア 対象者

- ・ (1)障がい者雇用セミナー参加企業
- ・ 障がい者雇用の経験が少ない、障がい者を雇用したことがないなど障がい者雇用に課題を抱える企業

イ 場 所

長野県内にある企業

ウ 実施内容

- ・ 地域コーディネーターを4名以上配置する。
- ・ 企業からの相談を受け付けるため、専用窓口を設置する。
- ・ 支援対象企業は、セミナー参加企業や関係機関からの情報提供のあった企業、また、支援希望があった企業等から選定する。
- ・ 支援対象企業の状況、要望に十分配慮して、課題の整理、課題解決に向けた具体的方法の提案、各種支援制度の活用に関する助言、就労支援関係機関のコーディネート等の支援を実施する。
- ・ 職場見学、職場実習、採用活動における求職者とのマッチングについては、地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携して実施する。

エ 新規就業者数等の目標

個別相談支援対応企業における障がい者の職場実習受入数または新規雇用数
50人以上

(4) 関係機関との連携

事業実施に当たっては、障がい者を含めた就職困難者の就業支援を目的に県が設置する「地域就労支援センター」や、特別支援学校、長野労働局、公共職業安定所、長野障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等といった就労支援関係機関等との積極的な連携や情報共有を図るとともに、参加企業が各機関から専門的な助言が受けられるよう連絡調整を行う等、効果的かつ必要な支援を行うこと。

(5) 事業参加企業への事後調査

本事業の参加者に対するアンケート等の実施により、事業の効果や正確な実績の把握に努めること。

6 県への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業全体の詳細について定めた事業実施計画書（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添え県に協議すること。

(2) 業務実施報告書

受託者は次の事項について、業務実施報告書（様式任意）を令和8年12月までに県に報告すること。なお、これとは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

（報告内容）

- ・ 5の(1)から(3)に掲げる事業の企画・実施状況
- ・ 5の(4)に掲げる支援機関との連携状況
- ・ 5の(5)により実施したアンケート結果

- ・事業参加企業の障がい者の職場見学、職場実習、採用状況
 - ・その他業務の状況
- (3) 事業実績報告書
- (2)とは別に、令和9年3月23日までに、委託契約書に基づき「令和8年度障がい者雇用企業サポート事業業務完了報告書」(成果品)を県に提出すること。なお、これとは別に実績に関する報告を求める場合があるので、指示に従うこと。
- (報告内容)
- ・5の(1)から(3)に掲げる事業の実績
 - ・5の(4)に掲げる支援機関との連携実績
 - ・5の(5)により実施したアンケート結果
 - ・事業参加企業の障がい者の職場見学、職場実習、採用実績
 - ・その他業務の実績

7 対象経費

本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- (1) 人件費
事業に従事する者の賃金実費分
- (2) その他の経費
- ア セミナー等の会場費、周知広報経費、講師謝金
 - イ 消耗品購入費(事業と関連性がある経費)
 - ウ 委託事業の運営に必要な機器等のレンタル料、リース料
 - エ その他事業を実施するために必要と認められる経費
 - オ 一般管理費については、事業費の10%を上限として計上を認める。
- (3) 対象とならない経費
機器等の購入費、国や地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費、事業との関連が認められない経費

8 個人情報等の取得・保護・管理等

個人情報及び特定個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
また、事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑問が生じたときは、長野県産業労働部労働雇用課に協議しなければならない。